

新市場予定地の PCB 及びダイオキシン類の状況

1. 概要

新市場予定地の PCB 及びダイオキシン類は、都市ガスの製造に伴う有害物質ではないが、埋立て時に用いられた浚渫土に含まれていた可能性が第 1 回会議で指摘された。

新市場予定地では、東京ガス株式会社が埋立処理として搬出した土について、埋立地の受入基準に基づきこれらの分析調査を行っている。

2. PCB 及びダイオキシン類の分析調査結果

分析調査結果は、表 2-1 のとおりである。また、土壤分析を行った範囲は、図 2-1 のとおりである。

PCB の溶出量については、分析調査を行った 19 箇所全てで検出されず (1)、環境確保条例に基づく汚染土壤処理基準を満足している。

ダイオキシン類の含有量については、分析調査を行った 11 箇所全てで環境基準 (2) を大幅に下回っている。

また、ダイオキシン類について、本調査結果は「都内の土壤中のダイオキシン類 (平成 17 年度・東京都環境局)」の調査結果とほぼ同程度であるため、新市場予定地は都内の土壤と同様といえる。

なお、本調査範囲は 6 街区が中心となっているが、新市場予定地全域はほぼ同時期に埋め立てられたことから、この地区における PCB 及びダイオキシン類は汚染土壤処理基準及び環境基準を満足すると考えられる。

- 1 PCB の測定できる限界(定量限界)は、0.0005mg/L であるため、表 2-1 の PCB の調査結果欄にある「<0.0005」は、検出されないことを示す
- 2 ダイオキシン類の基準は、汚染土壤処理基準に規定がないため、「ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号)」第 7 条の規定に基づき、環境省告示第 46 号で定められた「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染に係る環境基準」と比較

表 2-1 新市場予定地内の土壌の PCB 及びダイオキシン類の分析調査結果

調査実施年度	調査地点 (図 2-1 参照)	分析調査結果	
		PCB 溶出量 (mg/L)	ダイオキシン類含有量 (pg-TEQ/g)
平成 17 年度	H3	< 0.0005	-
	N36	< 0.0005	3.1
	I5	< 0.0005	-
	D11	< 0.0005	8.7
	E10	< 0.0005	-
	E13	< 0.0005	-
	O40	< 0.0005	-
	O-39-1	< 0.0005	0.92
平成 18 年度	L-7-2	< 0.0005	0.92
	L-6-3	< 0.0005	-
	C8	< 0.0005	9.9
	C20	< 0.0005	-
	E22	< 0.0005	-
	E14	< 0.0005	19
	D22	< 0.0005	2.3
	E5	< 0.0005	2.4
	E19	< 0.0005	3.7
	E7	< 0.0005	-
	C15	< 0.0005	6.8
	H4	-	1.3
平均値		< 0.0005	5.4
最大値		< 0.0005	19
汚染土壌処理基準 (環境確保条例)		検出されないこと	-
環境基準(土壌)		検出されないこと	1,000()

- 1 PCB の測定できる限界(定量限界)は、0.0005mg/L であるため、表中の「<0.0005」は、検出されないことを示す
- 2 ダイオキシン類の基準は、汚染土壌処理基準に規定がないため、「ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)」第 7 条の規定に基づき、環境省告示第 46 号で定められた「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」と比較

(参考) 東京都が平成 17 年度に都内を調査した結果

都内の土壌中のダイオキシン類(東京都環境局)

調査地点数	濃度(平均値)	濃度(最大値)	単位
21	5.0	28	pg-TEQ/g



図 2-1 調査地点位置図